**３　勤　　務**

(1)　勤務すべき日

　　　勤務すべき日とは、全日数（年の中途において新たに職員となった者は、新たに職員とな　　った日以降の全日数）から、勤務を要しない日、休日及び育児休業をした期間を差し引いたものをいう。

　　ア　週休日　　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう）とする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（勤務時間条例第３条第１項）

　　イ　休　日　　休日は、祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）並びに年末・年 　　　　　 始（１月２・３日及び12月29～31日）をいう。ただし、これらの日が週休日　　　　　　　　　である場合を除く。祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日でない日が休日となる。

(2)　勤務時間

　　ア　職員の勤務時間

　　　　休憩時間を除き、１週間について38時間45分とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり38時間45分とする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（勤務時間条例第２条第１項）

　　イ　勤務時間の割り振り

　　　　任命権者は、月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき7時間45分の勤務時　　　間を割り振るものとする。　　　　　　　　　　　　　 （勤務時間条例第３条第２項）

　　ウ　休憩時間

　　 (ｱ) １日の勤務時間が６時間を超える場合には、職員の休憩時間を午前11時から午後２時　　　　までの間に置かなければならない。ただし、学校運営上やむを得ない場合は、他の時間内に変えることができる。　　　　　　　　　　　　 　（学職勤務規則第４条第１項）

　　 (ｲ)　休憩時間は、職務を遂行するため必要な場合には、一斉に与えないことができる。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学職勤務規則第４条第３項）

(3)　時差勤務

ア　時差勤務の時間帯は、次の勤務区分のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 勤務区分 | 勤務時間（休憩時間は除く） | 休憩時間 |
| ※８時30分勤務開始の場合 |
| Ａ | 午前８時15分から | 左のうち45分 |
| （15分早出） | 午後４時45分まで |
| Ｂ | 午前８時45分から | 同上 |
| （15分遅出） | 午後５時15分まで |

なお、長期休業期間中においては、上の区分に次の区分を加えたものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 勤務区分 | 勤務時間（休憩時間は除く） | 休憩時間 |
| ※８時30分勤務開始の場合 |
| Ｃ | 午前８時から | 左のうち45分 |
| （30分早出） | 午後４時30分まで |
| Ｄ | 午前９時から | 同上 |
| （30分遅出） | 午後５時30分まで |
| Ｅ | 午前７時45分から | 同上 |
| （45分早出） | 午後４時15分まで |
| Ｆ | 午前９時15分から | 同上 |
| （45分遅出） | 午後５時45分まで |
| Ｇ | 午前７時30分から | 同上 |
| （60分早出） | 午後４時まで |
| Ｈ | 午前９時30分から | 同上 |
| （60分遅出） | 午後６時まで |
| Ｉ | 午前７時15分から | 同上 |
| （75分早出） | 午後３時45分まで |
| Ｊ | 午前９時45分から | 同上 |
| （75分遅出） | 午後６時15分まで |

イ　時差勤務は、１日を単位として行うものとする。

ウ　対象教職員が、時差勤務を希望するときは、原則として実施しようとする日の前日までに「時差勤務承認簿」を校長に提出するものとする。

エ　校長は、申請のあった教職員の中から、職務に支障がなく、所属教職員の概ね１割かつ５名程度の範囲において、時差勤務の承認を行うものとする。

オ　校長は、時差勤務を承認した教職員の勤務区分を所属教職員に周知し、教職員相互の勤務区分を明確にするものとする。

(4)　時間外勤務

ア　校長は、職員に対し、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ずることができる。 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学職勤務規則第６条）

　　イ　時間外勤務は、次の４業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があると　　　きに限るものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　（給特条例第６条第２項）

　　　(ｱ)　校外実習その他生徒の実習に関する業務

　　　(ｲ)　修学旅行その他学校の行事に関する業務（別表参照）

　　　(ｳ)　職員会議に関する業務

　　　(ｴ)　非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

(5)　休日勤務

　　ア　校長は、職員に対し、休日に勤務を命ずることができる。（学職勤務規則第８条第１項）

　　イ　この場合、勤務することを命じた勤務時間に相当する時間を、勤務することを命じた日を起算日とする４月前の日から当該勤務することを命じた日を起算日とする４月後の日までの他の日において勤務させないことができる。　　　　（学職勤務規則第８条第２項）

ウ　休日勤務の業務内容は、上記(4)の(ｱ)～(ｴ)に限るものとする。

　（別表）学校行事に関する業務

（職員の特殊勤務手当に関する条例）（教員特殊業務手当の取扱いについて）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対　象　業　務 | | 対　象　業　務　の　解　説 | 支給要件（左の業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度） |
| 修  学  旅  行  等 | 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画・実施するものに限る）における児童・生徒の引率指導 | ○いわゆる移動教室・スキー学校など、修学旅行又は林間・臨海学校と類似した行事をいう。  ○従事時間の算定は、集合地（時）から解散地（時）までの所要時間による。  ○「泊を伴うもの」には、２日以上の旅行の最終日における指導業務を含む。 | ○週休日・休日等  ○休日等に当たる日以外 の正規の勤務時間が４時間である日  ○その他の日  いずれも８時間程度（就寝時間等は含まない） |
| 対  外  運 動 競  技  等 | 人事委員会が定める、対外運動競技等における児童生徒の引率指導 | ○国又は地方公共団体の開催するもの、又　は市・郡若しくはこれと同等以上の区域　を単位とする団体（学校体育団体・教育　研究団体）が開催するもの。  「人事院が定める対外運動競技等」  ○その競技会等への参加が、学校により直　接計画・実施されるもの（即ち、学校教　育活動として行われるもの）。「対外運　動競技等」には、例えば、音楽コンクー　ル・演劇コンクールを含む。  ○従事時間の算定は、集合地（時）から解　散地（時）までの所要時間による。  ○「泊を伴うもの」には、２日以上の旅行  　の最終日における指導業務を含む。 | ○週休日・休日等に行う　ものは、終日に及ぶ程度  （日中８時間程度） |